

- ・ 債権 2：平成 5 年 2 月契約、元金17億7000万円
- ・ 債権 3：平成 6 年 5 月契約、元金45億6700万円

その 3 債権につき、金融機関 Y は A の X に対する債務を連帯保証した。

保証人 Y は、平成12年 2 月に債権 3 の残債権額16億1796万円全額を代位弁済した。

他方、A は同年 5 月に会社更生法（以下「法」という。）に基づく会社更生手続開始決定を受けた。この結果、本件不動産の売却時点で、更生担保権（法第 2 条第10項）として、債権 1 及び債権 2 に係る X の残債権額 3 億8342万円と保証人 Y が代位する債権 3 に係る債権額16億1796万円が存在することとなったが、管財人は売却代金を X 及び Y の債権額に応じて按分してそれぞれに弁済した。

これに対し、X は、本件不動産の被担保債権は債権 1 ないし債権 3 であり、その一部である債権 3 につき代位弁済がされた場合、当該債権を被担保債権とする抵当不動産の売却代金からの弁済の受領については、代位弁済者である Y は債権者である X に劣後すると主張して、X の債権額と、X が管財人から弁済を受けた額との差額につき、Y に不当利得返還を請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第 1 審及び控訴審は X の請求を認容したが、最高裁は、次のように述べて、本件を東京高裁に差し戻した。

不動産を目的とする 1 個の抵当権が数個の債権を担保し、そのうちの 1 個の債権のみについての保証人が当該債権に係る残債権額全額につき代位弁済した場合には、当該抵当権は債権者と保証人の準共有となり、当該抵当不動産の換価による売却代金が被担保債権のすべてを消滅させるに足りないときには、債権者と保証人は、両者間に上記売却代金からの弁済の受領についての特段の合意がない限り、右売却代金につき、債権者が有する残債権額と保証人が代位によって取得した債権額に応じて按分して弁済を受けるものと解すべきである。

4 強制執行の申立書に「被担保債権及び請求債権」として記載された金額の解釈につき、申立書に被担保債権の一部につき根抵当権の実行を求める趣旨の明示の記載がないことから、配当請求額の上限を示す趣旨であるとされた事例

神戸地裁伊丹支判 平成14年 3 月20日

大阪高判 平成14年10月31日

最一小判 平成17年11月24日 裁時1400-4、判時1918-12、判タ1199-185、
金法1766-57、金商1240-40

<事案の概要>

X 及び Y ら（8 者）は、Z 所有の本件土地に第一順位の根抵当権設定を受けており、極度額は X につき65億円、Y ら 8 者につき合計415億円であった。

X の申立てに基づき平成12年12月に競売手続開始決定がなされ、本件土地につきその旨の差押登記がなされた時点における被担保債権額（極度額を超える場合には当該極度額）として債権計算書に表示された債権額は、X につき63億円、Y ら 8 者につき410億円であった。

ところが、Xが提出した強制執行の申立書においては、「被担保債権及び被請求債権」として、「金8億円 ただし、債権者が債務者に対して有する下記債権のうち、下記記載の順序にしたがい上記金額に満つるまで」と記載され、Xが有する7件の手形貸付債権がその順に記載されていた。

本件土地につき、代金を25億円とする売却許可決定がなされ、執行裁判所は、Xについては被担保債権の一部の8億円のみを請求債権として競売を申立てたものとみなし、Xについてはその8億円、他の債権者であるYらについては債権計算書に記載された債権額を基礎として各債権者の配当金額を計算した。

これに対し、Xは、Xについても債権額に記載された債権額63億円を基礎として配当金額を計算すべきであると主張し、Yらを相手とする執行異議の訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第1審および控訴審はXの訴えを斥けたが、最高裁は次のように述べてXの訴えを認容した。

民事執行規則第170条第4号は、強制執行の申立書の記載事項として、「被担保債権の一部について担保権の執行又は行使をするときは、その旨及びその範囲」を記載すべきものと定めているところ、本件申立書には、Xが被担保債権の一部について本件根抵当権の執行をする旨の明示の記載はない。

したがって、Xの申立書における「金8億円 ただし、債権者が債務者に対して有する下記債権のうち、下記記載の順序にしたがい上記金額に満つるまで」の記載は、被担保債権である本件手形貸付債権のうち8億円の範囲に限って本件根抵当権の執行を申立てる趣旨のものとは解し難く、本件手形貸付債権の全部について本件根抵当権を実行し、本件手形貸付債権の全部を配当額の計算の基礎とした上で、8億円までの範囲で配当を請求する趣旨であると解釈すべきである。